

ID: 497

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

<b>処分の概要</b>	特例地域密着型介護サービス費の支給		
<b>法令名 根拠条項</b>	介護保険法 第42条の3第1項		
<b>法令番号</b>	平成9年法律第123号		
<b>【基準】</b>	<p>法第42条の3第1項の規定による。  (特例地域密着型介護サービス費の支給)</p> <p>第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年6月11日